

鈴木正昭議会推薦監査委員の任期に関する勧告決議

地方自治法第 197 条により、議会推薦監査委員の任期は議員の任期と定められている。一方、本議会においては、申し合わせ事項により、議会推薦監査委員は 2 年での自主的退任を慣行としており、この慣行は長年にわたり議会の円滑な運営と監査機能の活性化に寄与してきた。

この 2 年交代制は、以下の観点から本議会の健全な運営に資するものである。

- (1) より多くの議員に監査委員としての経験機会を提供し、議会全体の監査能力向上に寄与すること。
- (2) 監査委員の固定化を防ぎ、多様な視点からの監査実施を可能とする。
- (3) 議会内の人事の円滑な循環を促進し、議会運営の活性化に貢献すること。
- (4) この慣行は長年の実践により確立された相互信頼に基づく地方議会の自律権の現れであること。

鈴木正昭議会推薦監査委員におかれては、以下の点を十分に考慮され、適切な判断を求める。

- (1) 本議会が長年維持してきた慣行の重要性と、その背景にある議会自治の精神を尊重すること。
- (2) 個人の権利行使と議会全体の利益との調和を図ることを重視すること。
- (3) 今後の議会運営の円滑化と同僚議員との信頼関係維持を尊重すること。

法定任期の存在は認識しているが、議会の自主的な申し合わせは、地方議会の自律権の範囲内での運営方針として尊重されるべきものである。全議員が等しく遵守してきた慣行を破ることは議会の秩序と信頼関係を損なうため、速やかに自主的退任するよう勧告する。

以上、決議する。

令和 8 年 3 月 3 日

千葉県香取郡東庄町議会